

確認事項書

- 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について、誓約します。
- 別紙2「三重県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について、同意します。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて、申請者及び世帯員ともに該当しません。
- 申請日から5年以上継続して、津市に居住する意思があります。

(就業に関する要件の場合)

- 申請日から5年以上継続して就業する意思があります。
- 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3親等以内の親族に該当しません。

(テレワーク要件の場合)

- 津市への移住の意思について、所属からの命令ではなく、自己の意思によるものです。

上記内容を確認し、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

住所

氏名 (自署)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び津市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
： **全額**
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に津市以外の市区町村に転出した場合
： **全額**
 - (3) 当該事業（就職に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合： **全額**
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に津市以外の市区町村に転出した場合： **半額**

(別紙2)

三重県移住・就業マッチング支援事業に係る個人情報の取扱い

三重県及び津市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

三重県移住・就業マッチング支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び津市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び津市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。